



7保3
3.6/5
-5

標
女備
了

光臺一覽卷之一目次
禁中年中行李

高家
上使
勅使
例幣使
奉書

御内書
六門
勅使
御臺所奉公人
官位
福物



州密傳、句帝内侍の居之、長橋局、小政、又長橋殿、小武家、長局、
中畧、

秘奉正丹書之入主

光臺一覽卷之一



亦七代存德天皇

折林書中筆春

聖奉春禁中、河親式、元日、當の一日、壬水、



大化二年己酉正月
始行之

美水に献て、淨園園の心收結る、四方拜、
寫遂、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、
寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、

天皇朝賀者、朝拜
奏賀、奏瑞、小朝
拜也、四方拜、終る

寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、
寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、
寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、寫、

皇屬皇太后七通拜
唱之、祈、妙、見、七、奠
祚也

北、氏、使、示、此、心、祈、之、心、更、那、り、元、日、の、并、合、
角、の、刻、より、皇、の、刻、に、お、る、時、友、の、笑、白、た、る、

元日、并、書、志、氷、振
履、赤、糞、目、極、奏、
同、極、笛、諸、目、奏、

大、臣、内、大、臣、大、臣、細、心、冬、強、少、細、心、冬、強、

七曜御曆等也

箇固く是又五卷を

書とて下段人等

下仍也

月令曰出稱警言

祿野

書言故事九云御

駕出入警野止行

前儀書曰七葉奉

傳云出稱警言入稱

野注師古曰警言者

戒肅也野者止行

人也言互文耳出亦

有野矣

木杵里漆以後

張冠也

振揚の者上人お

後儀奉元より弱也

たご

上中下列うを

来七り白鳥亦今

出所儀乃振揚

儀有念と系給也

所比信下也時云

正月又

陸長

御府の貴之亦七た上御職事奉行

内辨外弁六位飛人并久和紀左務北友

局北地地下被友の奉与流系并奉教

人にて被北席に跪候一友局北地地下

職に系上す之致察北使は場士の役は

と松明を獲曉を陣言式嚴をとり

天皇市市の時、先達而女婦階のと北掛

賜一に改めとり式度の并去人先馳る

警野北稱之振揚の者一人右に去人也

主上 常用有女婦而助て候

天子北友侍に世侍に侍人依連檢前北

用て大顔北振以流一をとり実白敷御

裾をとりに掛て依子を頭并弟鞋を携

之車一に侍候口流北北淨淑を携て扈衛せり

之外侍等の公に威儀を正して行列をむ階と

北淨淑はそれの整時北内、穢ん也入淨北親

列に同也又淨淑は口とてお事、之と

と度也二、三、北淨淑儀、別、其、意、の、

を撰て淨淑、門、二、家、北、北、持、也、振、家、北、由

二系家 小沙時儀
一系家 雜傳保田
信有歌 小振牧
たす外一系云云
宛法らまを
右の奇面の衣也
信古の正月迦子の
河持家云々
七のを初子の定
らまを初子の定
荆楚歲時記云正月
七日俗以七種菜作
養食良く人云常
病云云

今夜白馬布令天下奉^{再全}亦^全其夜多其降
是云々也 且別友廷討伺候一因極官刑討
を以ぬ後式と一集人司の使者約巻三
吠一とくも御其社云を^{再全}向の別り
其の初に云う天子書沙其水之りに相曰一
^{再全}八より十三まで内法つた法教きり此の事
法了院法宗其任職之長使檢校法務
別當院之始此少此初後と云なるれ九石系
内河持其小寺に内沙皇沙河仁初と教大

傳云云代能^{再全}朔帝
延長其年事未正月
七日供養菜川為
永式云云
今夜有^{再全}淨^{再全}院奏
仁明帝氣和之年
正月^{再全}其^{再全}示^{再全}教^{再全}始
見七^{再全}布^{再全}會^{再全}賜^{再全}布
永式云云
云事根元云白馬布
今わわ^{再全}也^{再全}は^{再全}其
二云り^{再全}と^{再全}所^{再全}以^{再全}其
陽^{再全}歎^{再全}なり^{再全}と^{再全}云^{再全}又

佛教妙法院 聖因口古蓮院 今河川和律
山而院井分融院 三寺中會法院 山科昆沙
つる山河法源人之寺教小寺^{再全}其^{再全}示^{再全}安^{再全}相
院一宗寺村竹内曼珠院 神示是照蓮院
白川照^{再全}是^{再全}院^{再全}南^{再全}山^{再全}科^{再全}初^{再全}使^{再全}寺^{再全}南^{再全}初^{再全}一^{再全}宗^{再全}院
東山^{再全}是^{再全}院^{再全}宮^{再全}太^{再全}寺^{再全}宮^{再全}心^{再全}經^{再全}之^{再全}皇^{再全}子^{再全}又
皇孫とく天子^{再全}其^{再全}建^{再全}校^{再全}法^{再全}にて^{再全}法^{再全}教^{再全}主^{再全}宣
下^{再全}之^{再全}小^{再全}寺^{再全}也^{再全}如^{再全}何^{再全}及^{再全}何^{再全}に^{再全}何^{再全}と^{再全}相^{再全}家^{再全}が^{再全}相^{再全}續
何^{再全}と^{再全}と^{再全}と^{再全}と^{再全}代^{再全}に^{再全}と^{再全}と^{再全}と^{再全}院^{再全}の^{再全}格^{再全}に^{再全}と^{再全}と^{再全}と^{再全}格

善哉也... 命之苗裔也

家つたの列に入り... 輪書今地信派

三井... 大徳妙心寺

廣山... 廣一本或卷数

龍溪の大神
宗山 大町 山原
正法山 妙山
宗山 冥山 玉原

内侍所三種神室
往古相殿不常
事致後以賢所
被移古澄明教大
内表廢而後無
致今内侍所
澄明時代也

養老天皇御
武尊天皇御
高宗天皇御
聖武天皇御
孝德天皇御
孝元天皇御
孝和天皇御
孝謙天皇御
孝德天皇御
孝元天皇御
孝和天皇御
孝謙天皇御

系 也此以靴ハ襪有與緋衣ハ系衣系
絹着衣法被道被法儀信儀ハ應正
衣作ケルハ儀事其奉 袍大紋布衣之施ハ
五侍素禰ト被ハ取退印白丁也此御
ハ儀出を居ハ也内侍所トハ庭上トハ
拜ハ神手儀去貴文ハ布又ハ例ハテ献
也侍所ハ内侍所收御トハ事非不
奏儀大於此也^{堂上堂下}庭上ハ儀事トハ
冥白何奏取次此ハ敬言事也

其系法ハ更難掌 家司取次格式分際相應
ハ其儀也ハ儀事系 也之ハ 天額を拜
奉ハ保 其儀事トハ式所ハ 拒^レ之^レ云云此ハ
礼階礼而已此指^付儀事トハ 所對面ハ小所
所ハ此方ニ是臺ハ 上ハ所禱所轉を所也
ハ其儀事 儀事ハ乳通^レトハ此儀ハ 儀事云
御在位ハ此儀ハ此儀ハ 儀事云
天額ハ此儀ハ 儀事云
此儀ハ此儀ハ 儀事云

花頂山大谷寺
 知恩教院栗山
 円光東漸大師
 後柏原院仍給言
 於今從當院一宗
 出世之給旨執
 奏之

後柏原院仍給言
 於今從當院一宗
 出世之給旨執
 奏之

衣の義事其書より凡そ熟らり又計北
 心記也二下院より申院にもちせり三院の
 玉縁四に手五つけ入版六を七作八配九に十禱
 院の身十一計北心結也十二二河を良其心十三収
 結十四す十五也十六むち十七法の十八格十九式二十の廿一船廿二かく廿三収
 位廿四共廿五及廿六の廿七観廿八靴廿九せり三十右三十一お三十二け三十三に三十四と三十五恩三十六院
 方三十七丈三十八の三十九右四十は四十一後四十二に四十三系四十四也四十五並四十六す四十七正月四十八廿八四十九の
 日五十伊五十一法五十二寺五十三こ五十四も五十五三五十六つ五十七成五十八家五十九侍六十妻六十一若
 取六十二次六十三に六十四く六十五系六十六也六十七之六十八系六十九出七十方七十一海七十二上七十三一七十四宗

倫為一於二平三次四時五の大六典七侍八新九大十典十一侍十二之十三更十四典十五侍
 之十六入十七の十八一十九次二十納廿一本廿二も廿三も廿四恩廿五院廿六系廿七也廿八其廿九節三十の三十一
 以三十二ら三十三り三十四し三十五と三十六し三十七あ三十八ま三十九の四十侍四十一人四十二宛四十三相四十四違四十五ひ
 以四十六ら四十七り四十八し四十九れ五十は五十一皆五十二こ五十三ろ五十四も五十五侍五十六也五十七以五十八の五十九因六十案六十一中
 にも六十二も六十三深六十四奉六十五元六十六に六十七は六十八室六十九に七十淨七十一志七十二并七十三そ七十四を七十五結七十六相
 勤七十七快七十八ひ七十九別八十年八十一院八十二の八十三心八十四法八十五一八十六二八十七三八十八の八十九北九十は九十一は九十二四九十三例
 こ九十四ろ九十五の九十六禱九十七天九十八親九十九退百お百一世百二す百三や百四と百五云百六此百七門百八を百九
 入百十や百十一吾百十二方百十三丈百十四杖百十五を百十六衝百十七く百十八心百十九連百二十書百二十一と百二十二云百二十三此百二十四門百二十五右
 物百二十六な百二十七ら百二十八り百二十九こ百三十の百三十一心百三十二法百三十三を百三十四院百三十五と百三十六其百三十七格百三十八式百三十九を百四十執百四十一ら百四十二る

此の心法
 此の心法
 此の心法

准門跡一白門徒 佛系也中教方の心肉縁心之起り神教其虚流

西中教方嘉治堂 にくるより目録をして今この種家より以相續を

東中教方雲山堂 事一世に知る所にて後古正教所院所字に門

之長身中柱 師の号は此より累代大信正教は是より縁に

病系信多志 属之抄之雜記を志りて一以准門跡

此列より寺法其雜記を以て法威信伏し

一系為之に第(五)月神奉冥東北其振を

宜明を史故に衣汚其系内法中其列に

本傳其二月六日奉めより後日

年次乃以禮之に七なりと汚穢経の以

身よりその道に多強 奉元元は命 六記

於七降世を示生六系(八)入てくく中を方

一系筆取抄記に多き道一(九)後より是又

以傳中其雜法を志て入は其序を

而取号にて不系其元を以は也八(十)今

口より世宗表教に多き玉家安法其汚所

法其護摩其抄記より道守原相教る

寺に(十一)室元其元其達其是元其能教の

祿太元之護摩

金剛界胎藏界

陽年以終以之

仁明帝義和三年

丙辰年實惠為

東寺長者任之始

也空海入是初年

也

史曰天長六年空海
准大唐内道場建
真言院於神泉
苑之砌自義和
之身正月始被
修之法
神泉苑護國寺
寺領四十斛

報恩院理性院秋遊院淨土院教王宗
院寺主院自性院也此所宮の御方寺院
つて乃古年新寺れ方ち船くは知度也所
まの所つての寺に宗法大法務院院主
けり所御つての宮に若代たり御この
つて乃古院の御方ち也右の信に方順
まに東ち北長去職三年つて御方ち長去
乃三年宛信て右の所御方ちなり
採社系女城の御方人主乃代桓武帝南都

既十方至十二方
羅召 法由史院
任友スレ

山初長是初の述物なる是曆年三年甲戌所
持備最隆法師の殿息を比へりて同玉
光家那の御方今北京に移は申し物り
口所次に法中れ鬼つちりしを比敵山の名付
別最院完基を一法に傳教大師の溢号
を下は申し也供又法中正水にか成はる云
西に乃古大宮通に出入るを大宮通の
水に之東南今北は乃古院を所治法中北
地祇の鬼の角を關し物なり大師此の他

紀云住古於弓場教
有賭弓正月十日禁
塚掛鶴左右近場
之舍人射之左右大
將奏射手從勝方
賜罰酒於負方勝
方又奏舞示華雲
後大將賜酒於射
手是名曰還饗云
負方射手早速退
出也又致上侍臣射
之由也

其後皇海法師出世之
并改其宮之狀於元感
天下即以此早懸之
牧羊室に叫号す是に
下り別於岸於乾に
方八所於他を信之
坤に弓場而構之也
乾德園に附せり此院
百餘八部海濤法師
沐感應之之入而障
に順ひみ教は契一
在示乃思ひ等り此
職差等の人以是所
十箇之二十七如沙
此寺通院欠け宮教
閑後之れい常度其
之元分より七つこ
彼乃七つ事十箇之
幻術法師之江邊場

之弓國栖奏之度
使之神武帝御弓
始て未り等り是に
御同又下りて石排
子之去りて節長
念れ貴き
又云應神帝於朝に
始て衣地着を看其
有弓山系七合す又
着れ煮之先瀧之
名行て冷地衣地
之に候りて之行て
國栖人之去り

沐感應之之入而障り
に順ひみ教は契一
在示乃思ひ等り此
職差等の人以是所
十箇之二十七如沙
此寺通院欠け宮教
閑後之れい常度其
之元分より七つこ
彼乃七つ事十箇之
幻術法師之江邊場

仁明承和三丙辰年
宣宗公為事寺長
此仕之好也、空海入
定之也、

拾遺抄云世風紀云
月十又り亥時煮小
豆粥為天杓祀庭
上系列其粥凝
列向系方再拜
長跪而食之終年
無疫氣竟平、御
將始献之、
凡系致玉海七種粥、
在白穀大豆小豆
粟粟小角豆
稊ト也

貞云院致に用ひらきて心修好を
幻玉家法法此淨修法の護摩こり也、
修を承之の思ひ入るるを拜又を修
此光り十可にい守師ト天子も定也
之淨系子をわくく十リ心字又修
淨侍淡心天子一お積の心持南中系伏系
亦揚多心の大系獅系系人跪修也
也、和歌、淨心修、今も有り、十
修法の守師、そ危且勤深有り、心持ト云

天記に流し列、淨多堅、此加持を勤て返す
也也、今り男編歌、布令、女子、踊、一、
子、乃、わ、也、十、三、元、此、始、淨、
一、全、系、内、也、法、修、り、小、豆、淨、
日、踊、奇、此、布、令、和、法、必、教、
後、修、り、也、也、り、これ、と、所、列、
系、列、の、中、事、之、の、七、
り、下、系、系、と、収、系、
也、所、此、式、之、方、也、今、一、
十、七、

也、所、此、式、之、方、也、今、一、
十、七、

去年九月... 鶴王... 進也

奉膳高橋... 御厨子... 所預紀

室職... 毎の... 榎... 淡海... 内... 進...

由... 御... 内膳... 調... 上... 定... 御...

百十代... 御事... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

御... 御... 御...

係心相成に大業
今を指すかおん意
ことつりしもの名
にやらんん道

漢書正月廿日天穿
日金吾地掘市門不
制出入云々

全六十二代後鳥羽院延
應元年二月廿日

崩御
人背憂上人其恨遂止
安地喜那具世記思所
尔物想婦身者

は河衣弥天之所
可し他也

聖廟菅原の所
事也

歌所の所曰

云等に之くは下れ
歌を吟しほれと
殊隙の道おす吟し
はらほきい天子だ
臣の物衣を以懐中
らうる物衣を以懐中
花実白くはるる場
多度なりし跡此
海師の之く則の隣

夜叉衣靴こしお立大教泊船を少お
進後還して歌聲とてま唱辨に之を
おんたあ長やわり△△
一と法とをる也
和むにいなると祝まきつ

夜叉衣靴こしお立大教泊船を少お

進後還して歌聲とてま唱辨に之を

おんたあ長やわり△△

一と法とをる也

和むにいなると祝まきつ

はらほきい天子だ

臣の物衣を以懐中

らうる物衣を以懐中

花実白くはるる場

多度なりし跡此

海師の之く則の隣

依に院の所送葬此到て町にて河衣弥天之所

可し他也

聖廟菅原の所

事也

歌所の所曰

云等に之くは下れ

歌を吟しほれと

殊隙の道おす吟し

物に山夜多度成りあはるる如く使はれ
作行するも多也十三日人との中にて
人々の事と云ふ法は法多きといふは勤仕
の事也彼方に身代りして使はるる月十
と云ふは此の事と云ふ法は此の席に
禁裏河原の方一年取の事なり
河原の事也其人畏るる所なり
根に河川と云ふは此の事なり
此の事なり也

此の事なり也
河原の事なり也
河原の事なり也
河原の事なり也
河原の事なり也
河原の事なり也
河原の事なり也
河原の事なり也
河原の事なり也
河原の事なり也

猶以委細を使はる相違ふ事

本館印軍家三書

河内書 五拾壹

小車(小名)家河

書列

河奉書 次

光仲河人(新)白

各名列押し

河教書 又次

奉河(保)時し

古知(河)中

之也

青陽(廣)加(不)之(臨)張(作)

河(奉)河(保)河(教)張(成)河(新)白

光(仲)河(人)白

各(名)列(押)し

河(教)書 又次

正月(末)日(終)書(河)奉(書)列

河(奉)河(保)河(教)張(成)河(新)白

光(仲)河(人)白

河(奉)河(保)河(教)張(成)河(新)白

光(仲)河(人)白

各(名)列(押)し

河(教)書 又次

正月(末)日(終)書(河)奉(書)列

河(奉)河(保)河(教)張(成)河(新)白

光(仲)河(人)白

右儀院極代を以て
之を以て以て云也
大敵死極分收く又
之を以て以て令
將又誠之確云の
事と云く又也

西通九極或は初信在云い六代也

北軍常憲院極たり蒙代より書式大云

如新也延室年序と北河由書元釋之故也

是等より不又云云入事の四段之云也

句物此相遠云いつて極元宛云月々又字

是而各其獨名を合に河河と初也則に

卷に其中に執事に右派の書序を云北河

と又極元宛事序を半北折^極中低と書云と

事原と釋之し己之云事也必其相遠也

信言其元入極也河法より再信云元と案

也有し二言序也其中心極元宛の宛事云云

北河他日を際し又彼方より北河極進云云

北河佛とて系也北河極元宛の宛事云云

或は云云事也北河極元宛の宛事云云

入長橋云云事也北河極元宛の宛事云云

北河天極を請し入北河極元宛の宛事云云

信と北河極元宛の宛事云云

北河極元宛の宛事云云

北河極元宛の宛事云云

十七日 今地院
奉照名

十才 文昭院殿

廿才 右地院殿

才乃 有章院殿

右地院

八才 殿三院殿

十才 青嘉院殿

廿才 大猷院殿

全代 有由院殿

右地院

右地院之當方に在り

ち院の事は清浄

京師清浄の事

院の事は其の位解か、其の御事も昔無の通例

白紙一枚也、其の在るに、其の社方の事は

其の時の御事、其の上使の順之に、之と其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

其の御事、其の御事、其の御事、其の御事

日徳の事、其の御事

其の御事、其の御事

其の御事、其の御事

其の御事、其の御事

河城也
大五経正五人
継子 八人
右の吉経死入給る
大月日元 原月日元
右河所
伏見し七後
渡り方

大上使
井伊掃部頭
松平掃部頭
内井掃部頭
松平掃部頭
松平下使
松平肥後
松平肥後
秋入但
松平如
大上使
大上使

大上使の威
井伊掃部頭
松平掃部頭
内井掃部頭
松平掃部頭
松平下使
松平肥後
松平肥後
秋入但
松平如
大上使
大上使

大上使の威
井伊掃部頭
松平掃部頭
内井掃部頭
松平掃部頭
松平下使
松平肥後
松平肥後
秋入但
松平如
大上使
大上使

大上使
井伊掃部頭
松平掃部頭
内井掃部頭
松平掃部頭
松平下使
松平肥後
松平肥後
秋入但
松平如
大上使
大上使

大上使
井伊掃部頭
松平掃部頭
内井掃部頭
松平掃部頭
松平下使
松平肥後
松平肥後
秋入但
松平如
大上使
大上使

大上使の威
井伊掃部頭
松平掃部頭
内井掃部頭
松平掃部頭
松平下使
松平肥後
松平肥後
秋入但
松平如
大上使
大上使

大上使の威
井伊掃部頭
松平掃部頭
内井掃部頭
松平掃部頭
松平下使
松平肥後
松平肥後
秋入但
松平如
大上使
大上使

存之原年より百目身
元之入宛自居也

九歌之流分也其湯提子冷河也臨紅歌
教之歌吸也三品者七種也定也河池乞
之教をれ九之分其餐敵教之又全信其沙
其情を之支之也一 限其之山脈平
其長橋の角をのこに之山に伸也ぬ奥平
流り北寺之山寺人 在信 奉元列其之寺中
晴の山月晴るや 大之支之くはるるの山
河也長橋の角の山寺奉元之山寺之形
一之支之 供之信 河池書之山寺書又

如后奉書之也長橋の角よりある山脈息
一通各山寺之山脈属一之山脈之送書
一之支之 供之信 河池書之山寺書又

河池書之故進而平披関能平
禁其流河持操能流河送其
流其以思其利以人其山其山其山
河今日一勝河馬正之流河進其
疾之送 奏聞候 大見候也

未下之方書札の
多分自筆にて
わ新月の下に
名をり書くと書
別紙一紙あり
一紙あり

敵感未斜心事依偏以女房奉書
しる宜有 云と能恐く憐ふ

二月五日

資慶
保春

公在相模守致
大久保加賀守致
小笠原信俊守致
秋元但馬守致
中多保吉守致
井上河内守致

右文柄にあり、送りたる致文字月日宛名并
封筒等古身相違即 借自分作紙に書
川史通多又云り

河内書藏下種而致被誦畏入能
大樹公依河持増能 水河振舞之取
て主村に依る有河内河内書
河内一足令誦文に加被合雜事
い等々被誦決て宜宜以被誦能

集

集卷之序云

二月

保春

年老志也

家亦身中其是事也何奏之而此人之名保
去卿柳亦其人之名也其庸庸乎夫作其
去其相換與政事相若夫之保如公之其始也
小堂亦保也其長也其後也其也其也其也其
也其也其也其也其也其也其也其也其也其
也其也其也其也其也其也其也其也其也其

序法月招和紀傳之信庸如也其也其也
知小不勝紀其功通也通也其也其也其也其
不用之也其也其也其也其也其也其也其也其
教廷室一以終其也其也其也其也其也其也其
大猷院故家之公乎其也其也其也其也其也其
亦二三也其也其也其也其也其也其也其也其
右以內書又也其也其也其也其也其也其也其
善德也其也其也其也其也其也其也其也其也
長德也其也其也其也其也其也其也其也其也

雨音を聴くに奥中にも石筆に松田の海門の
思つ夏那りの又作の

世に〜 志

おと 河

口 結

物軍取らう

おの結

清夜

おら

清乃一勝

入交少

清乃一足

繼行

進せられ

以鉄

両

成

十

〜

〜

〜

〜

〜

〜

淡路の
淡路の
淡路の
淡路の
淡路の

淡路の
淡路の
淡路の
淡路の
淡路の

林市中門純
四座除之

茶造獨勤曰

天子車駕所至賜
以食帛民爵有級
或賜田租政謂之
幸矣

汚能正 俗行善と云ふ地土原を穢の心能と
之行善う町に中らば其を善し凡汚心の心
能に原の申示に相務りしりす觀世も保
生合と云合剛其心在外 京俗人技巧人
信人能七勤事より院汚所を其心あり
有汝身院女中より幸に依く依をせしむ
凡汚幸院の事れい九門を正く非善と極す
多度也五作事にとも汚幸にいふに
ト云くは兼人止也天子以て善い事なる多度也

當代天子於他國の
幸と云ふ事ありし
其宮の時におもひ
を以て此に風華
に沛せしむ天子
の朝觀行幸のこと
常に非し非善
に依く偏幸の別
ありたり

後鳥羽九年戊子三月
八日大内御書あり
に依くこと下略
略年と云ふに略く
大能行く社事上

由表其極六つこと九宮水之年子三月大内
河所より同福の後右の官と云ふ九つをたれ九
六門のこと云連たりは門と云ふは又の命位
大書人等の大内汚幸より入内御親王
其奏度供所中其大度と云ふは大内と云
其折るは中立賣心極端長老所門略心と云
下立賣心門略心門院系心門と云ふの下立賣心
院和院心門と云ふ石業心門と云ふ院心の心と云
中門つと云ふ川心門 乾所の 清はま心門

本條又とあるは
遷行とくかき
に皇座を遷らう

Handwritten notes in the top margin of the right page, including the characters '遷行' and '皇座'.

右多めの山の下東に京地通の
今お川通菊の香通の九を所を限り
その地をふかひん非考を禁大
不付の或家の禁定は難と申し
如地荒腹とす也心徳の指家
法つ法を一日に法見と一京
又傳に俗と果地をふかひん
礼もふかひんと押れと方一
方一枚法を法お大仲他と七
こは僅に三枚也南致北方に
法家の仲に下法を以て人二
た方快取式を以て法家也
之人也也法家の仲に下法を
母の所理職を以て法家の仲
初と云ふ也法家の仲に下法
王の法を以て法家の仲に下
法家の仲に下法を以て法家の
下法を以て法家の仲に下法

Handwritten notes in the top margin of the left page, including the characters '法家' and '仲'.

仰之儀は... 勅使... 仰付...
 仰付... 仰付... 仰付...
 仰付... 仰付... 仰付...

又くは... 仰付... 仰付...
 仰付... 仰付... 仰付...
 仰付... 仰付... 仰付...

仰付... 仰付... 仰付...
 仰付... 仰付... 仰付...
 仰付... 仰付... 仰付...

仰付... 仰付... 仰付...
 仰付... 仰付... 仰付...
 仰付... 仰付... 仰付...

宗山南老指天海

送送若 淨教中 其後良不 入捨也 淨教起

大信正 此傍正者

大君家康云所服依

其の白木書院之也 冥冥に 以居命 之故也 其

所初之僧也俗姓者

足利將軍子隆云

指方三天之くも かた後 之 并 亦 至 初 立

之御赤子母者奥

州幕名判官盛高

之可也永正七年之

生也云隆云其死去

之後母子同伴而下

向奥易成長於幕

右之飯孫丹祖

之姓乎竟永正九

年壬午十月二日遷

化行年百二回外

亦如下 之 度 今 如 大 子 口 口 口 云

大板一孔之前一年

大君家康云以大佛

鐘銘被為訊問於

天海曰此銘者南禅

前住清辨長老所

著述也銘之意如何

天海言上凡鐘銘有

五品

軍陣号令鐘謂

筆城 行軍 營陣

合戦 實檢 凱歌

僧堂六時鐘謂

初夜 中夜 後夜

晨朝 日中 日没

冥正時 秋日 公 冥 少 八 柳 子 及 之 正 時 中 城 退 也

其に 威 振 力 也 敷 慈 也 於 家 中 乃 於 軍 陣 之 後

乃 有 於 此 以 相 當 也 以 衣 冠 而 以 以 書 院 之 上 版

乃 有 於 此 方 以 在 於 此 之 時 乃 於 此 時 奏 一 揮 有

右の 氏 乃 之 時 勅 提 二 字 以 之 也 一 於 時 以 伏 也

其 中 於 此 乃 通 了 乃 何 何 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

揚 若 乃 人 乃 乃 人 樹 云 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

飯食早晚鐘 謂

人食 天食 佛食

畜食 鬼食 獄食

物故追福鐘 謂

七日 一周忌 三忌

七忌 十忌 九忌

離敵咒阻鐘 謂

賊類離 宿意離

一衆離 妻子敵

父祖敵 師君敵

今日伏者 銘吾品各

意異以鐘銘咒阻之

銘也有言上仍被止大

佛供養長年

江戸竟永寺者

二荒山東照宮

兼常 大倉宗也

天海伊心宗室孫

以執王乃何職法

成地走石奉毛夫

心腹將軍外山自誦

以願壽人腹大秘

法也

以手自抄頂戴之持塔之象元之方之載

之腹の心裁に却、亦る左指す一或る

さ不暇に取らぬは收結る五御申候也

一方、山内たてこ次所の心裁方の不使也

格式に却し、取らぬ左指す也供

將軍の山内腹の正面の心裁たて何奉り

始と自分此心裁と取、若も此心裁と取

席何事あくらけ腹の心裁たて何奉り

知りし心裁もや、折取方方の一列二

最初に初候の二字取、心裁伏し、山内通

又何奉り此心裁と取、若も此心裁と取

伏を又取、心裁と取、折取將軍

山内腹の心裁乃、格式候、心裁たて何奉り

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

心裁たて、心裁と取、若も此心裁と取

法を其下自り以て之
家元以て授けし
法方は法を其下
家元以て授けし
法を其下自り以て之
家元以て授けし
法方は法を其下
家元以て授けし

法を其下自り以て之
家元以て授けし
法方は法を其下
家元以て授けし
法を其下自り以て之
家元以て授けし
法方は法を其下
家元以て授けし

法を其下自り以て之
家元以て授けし
法方は法を其下
家元以て授けし
法を其下自り以て之
家元以て授けし
法方は法を其下
家元以て授けし

法を其下自り以て之
家元以て授けし
法方は法を其下
家元以て授けし
法を其下自り以て之
家元以て授けし
法方は法を其下
家元以て授けし

伊藤忠城 和谷お併の伊藤の文四十年に三載
小副の版及び奏の文（張式百枚紙片を右に）
片紙を右例よりいふは又方格式の内にお
こ也と余の福家敷と法を法つたるとは又紙を
一紙の家司何者の難事の時版一襲に張十枚宛
法紙せり地下被友法職人各指式にお腹おを
徳とはお家司信の者いふ事は法と不事版
町人公氏に申さるおとあれはことと然とこと一
運に案しことおに仁臣せの事之にことお

大將軍此伊藤にお言ふ法を語しをさるるを
種紙おをこえて又四の角より其加怖
難とて言ふおことこの版のいふ文法を言ふ
方而之即之種紙にさる内家にもごとく種紙に
何せの進物合紙の版巻物に種紙を交す也
別るの地を人よりいふと人よりいふこと種紙の
喜れと産を片下也解るはおお紙おを言
以上は種紙を片下と種紙に輝きと計りて
育油の別方種紙 大聽と種紙の種紙紙

凡そこれとて
おの知りた
第一の
伊藤忠城
和谷お併
小副の版
及び奏の文
張式百枚紙
片を右に
片紙を右
例よりい
ふは又方
格式の内
におこ也
と余の福
家敷と法
を法つた
るとは又
紙を一紙
の家司何
者の難事
の時版一
襲に張十
枚宛法紙
せり地下
被友法職
人各指式
にお腹お
を徳とは
お家司信
の者いふ
事は法と
不事版町
人公氏に
申さるお
とあれは
ことと然
とこと一
運に案し
ことおに
仁臣せの
事之にこ
とお

巨鹿の王職者いふ家方
一或たりし一今いふ
通達せられし古職者
こく又云ふ家方不用

乃順乃つはねく 言ふた直せらるる也
莫に王臣此乃遠き也わする也其不似也
言其情のたに路ひたにれは知るもあはれ
天下安全此祥而運長久の瑞なりと云ふ
之感し拜夜し多^くは月^の影^の長^く天子今
うう表向^の深^く入^りの^に板^を改^めく^は禱^の衣^には^改
る^をや^りたりし^には^れ一^の板^は其^の由^のに^は
上^の病^を直^すと^格す^て又^に十三^十十七^のな^を記^す
く^は法^のに^はや^りし^にも^はた^の由^のに^も也

凡そ此の如き事
多かりしに
案の如くなり

後漢書に載る如く又
公用卿大夫等と云ふ
ことありしは
天子の命に
依りてなり
公卿大夫等
は天子の命に
依りてなり
天子の命に
依りてなり

此後ハ不殘を人守幅乃白羽二重のこは此長に
より毎の節洞を長治するも度なれども
黠者よりなりと云ふは領ちたはる也
にありしは衣配りかこ那ご新しきなり
法今より是山東魁大権現宮への奉幣
使京五等なり也而有余年毎子と奉幣
使なれい今例幣使にやり
^{即ち此の幣}
費なれは事おゆる人友お幣幣は
命をさすく系向せよ小外記副使也

河内馬場系不既好

之

一人長幼十人

一河馬何是

右是倒幣使為

二月通伴一全運席

至乃如入起和川

渡宿次為如我

相遠二年如之度

一桐部志也

三月五日紀伊守

大塚平川 龍聖堂

地下系段の志多々として倒幣使の人の

取現或式百名地本別た如以をむ及中

河内馬場系不既好代の河内とく河

二節よりある以法より法より河内河内を

山事よりより上二人八十文下五人十文つ

當時代この流例たり上二人の定りあり

下河内河内こと下人教を河内河内こと河

一河内河内之度也今より系多ある今河内

河内河内河内河内河内河内河内河内河内

方より是河内河内河内河内河内河内河内

丹月馬場系不既好代の河内河内河内河内

使志多々之文云い

河内河内

是倒幣使 為河内河内河内河内河内河内

右河内河内河内河内河内河内河内河内

河内河内河内河内河内河内河内河内河内

四月十日

正親町宰相

河内河内河内河内河内河内河内河内河内

河内河内河内河内河内河内河内河内河内

右通自書一とく之の事なりしに及ぶ也
只平書通友復去持不送修方也

河通書いとし之

是例整使 各儀從三位左衛門右衛門

右壹月張り京師に及天加りし河通地

河通地身は在るに教り其意は以て

四月十日

人久保加賀守

正親町宰相致

從三位通河通致
町宰相友自りの
上書也

此布あはれ文字にむ乃相通いわりた一併格式
如好るにゆつし十六の書より是迄十七の事
且東照宮の御外は繁井に之勅使友むを
他々宮令御と持ふに御使は之勅使友む中
計に之勅使退たると之若坊へ持りあむを
すに

安國殿贈正位大相國公崇善道和大居士此辭を
立之教ふ此信流立令ひ大法令^紅行せし
元和二三年の夏の院例なり書りて勅使御奏

七十二代後三系帝長
仁子壬子月十日始

行の山まゝ

軍三代元昭帝和洞也

二年始の如き系今

大和良乾か高也

は後中絶をさす

元昭及長徳中絶

系車より當社を也

車の秘傳回車の説

扱也也名傳

水車 高車 細車

小車 筆 風筆

粉車 齒車

車 車 車

系毛車 人形車

こゝろ一ををる車

と云飲他は車

粉車は夏といふ

地馬車 馬足

川也は馬和

わす

志と車 三輪書

仮志抄物に

破車 牛の足車

足弱車 右の車

女車 副車

古車 人形車

薩麻車

長巻車

是れは... 磯河料理... 下流物也

この... 山... 山... 山...

大... 月... 日... 山...

多... 山... 山... 山...

莫... 山... 山... 山...

予... 山... 山... 山...

上... 山... 山... 山...

より... 山... 山... 山...

三... 山... 山... 山...

使... 山... 山... 山...

人... 山... 山... 山...

使... 山... 山... 山...

む... 山... 山... 山...

増... 山... 山... 山...

法... 山... 山... 山...

系... 山... 山... 山...

友... 山... 山... 山...

無名車 破老の云

獅の、つ車を云

い黄丸の車を協に

河車と云う非也

河車と云うのは

河車也河陽橋に

笑を云と総所い又

佐を河一進丁也

當代の唐流を書

和流との云に河と

後ををを字の極云

こ云と云うが

に云く入は定款王那ういなる也松板厚

六七分板厚寸計の板に河車に云うたし通書是也

和作和書は西史竹紀記録の教し法書又の

倫布量案紙書定案号或い家例書流例

傳例神例書は類小折紙小序作と録書

の極真字に書及の字付はれと河字也と云

之又唐流の字字は云なる河車なり和邦

は玉風法書は河字に極云のこなる河車也

法京黄京大はこ云の河の流ありと云

代は法京黄京なり此下に河字何と云われ

首に似て黄流ありは河車なりと云われ

漢流寸時を云う方准は河の管ありと云

中京系は河の字に河字なりと云われ

此の河の字は河字なりと云われ

此の河の字は河字なりと云われ

此の河の字は河字なりと云われ

此の河の字は河字なりと云われ

此の河の字は河字なりと云われ

此の河の字は河字なりと云われ

此の河の字は河字なりと云われ

當日の御勅使奉りて宮内には降し奉り給ふ也

主と申すは更勅文に「つこ」と申すは伊勢守入道に

山城の土佐守に改め給ふに依りて

後を考へて一方は勅使に「あまの」才一の御名に

山城守に改め給ふに依りて

奉り給ふに依りて

降し給ふに依りて

給れと云ふに依りて

いふに依りて

希白乃河後式草葉標を市邊殿に

を奉りて

月廿日平且葛蒲蓮花置お南殿之前

先を院に

小姓六名

是を院に

千解言乃中

如所抄中

史曰天保十九年六月

五勅白右左下司可

極葛蒲蓮花置

頭不掛人不文官

中云

若右侍於

河内地に

如の他

如所抄中

中村と村中村と西宮
東河内中云々細

五六村

獨年高き方の所
人形馬に其の進れ
不二奥向の庭乃
通り儀一

八月廿一日後日
伏見白鳥山蔵所
窓下よりちり也

女儀の祿号
天子の正后正妃
中宮大宮女御
院准后大准后
女院

実白の政所
女院
也歌主たる所
一生の事を不祿
の宮に宮中
祿す又攝政の能
云々何と云ふ
二祿の四生所也

歌くに侍る一々村より多人死す真帽子
素禎言由とく葛蒲蓮持やとと歌く
此軒をぬくは瑞元は古の御年と教皇此使
生に之に余流るや中乃其を六斗以下
この院御中如比女御と申す方と云ふ
等も由る也外御とく料定を其又つて以下
くも也禁書衣の御書水に之御膳を撰載
沙綾号と申す也此六り也今に絶せ
此御皇女御式服赤此御書御式ありに

相併せしと能を在るは今もさや十と云ふ
亦通こく嘉祥の祿に禁中御法家一同丹
使諸の御外を御の御授を御水給らす御
殊に若より今りを最上名に之能を御に
と申すもす准后の方攝政の御書或は御方
御書御中御書に方而く此上連女御御書方
御に之と云ふ御書と云ふ御書御書御書
御書を御書と云ふ御書の御書御書御書
御書御書御書御書御書御書御書御書御書

民家の息女者
政所を移す也

東宮の御息所

江敷王の御息所

御前大内侍の御息所

武家の息女者

依まじ威始何と

御前大内侍の御息所

室白の御息所

法元の御息所

將軍の御息所

何れ丸の御息所

と依り居る也

法元の御息所

少と方の御息所

武家方娘の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍

御前大内侍

御前大内侍の御息所

御前大内侍

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

二人の御息所

御前大内侍

法元の御息所 御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

御前大内侍の御息所

● 非宮 白皇女也

● 非云 冥布持家

● 或云 成法をもとてた

の娘

● 娘 寺と延家

● 娘 唐入

● 女 ト云ハハトスル

俗傳に之備に此治のたより傳上長橋

の家の女の下にきて今も皇女一升も同

六魂の御持つ、その男女の領ちよ下は

そのれをばくくの記を考長徳を以て

ちや心の心事この二句又長橋を以て

中へ今もあ道の心候して例の通り

記事に對ひて是の心候はる御持つ

とねに入るも也供又皇女本用之中長

皇女河原書物來心近お持持る

一臨汝河達以雅嚴是く

禁書信所核能、歲河在哉

被夢魚魚云依依、氷河糖

江成河進献、以右教宜有

奏聞依此謹謹云

井上河也守

正考書判

中及御書守

正考書判

● 六月朔に

● 沐浴人良

● 忌火中飯

● 小體を奏

● 奏の式を

● 柱月抄、女也

秋之仙馬守

高朝書判

小笠原信俊書

長重書判

大友保加次郎

尾崎書判

上原相模守

沼田書判

心月書。

三井大徳云致

柳京右大徳云致

又云致云字云宛云云如抄云云付方以人致云
抄云云われ左列云云不同一付 特記云云
那れお後云云一也一付以通見云云書云
こと以字物云云是字云云一也一付以通見云云
お度に以法云云一付以通見云云書云
右月書判云云云、抄書、度以以通見云云書
以人云書判云云云以法云云、是云云、云云云云

芳札致被云云雖能是云云云云

禁裏倍而接婦能之成乃成

被國在度思在作之成亦物能其可

江成河進秋之以件之致遂

奏建倫 天覽此以 嚴其未斜

河事以猶以少房奉書之為宜王

云之作出之詩云

六月事

保春

公履相換守教

大久保加加守教

小笠原保守教

秋元保馬守教

本多保守教

井上保守教

小笠原保守教正 小笠原保守教正 長保山守教

小笠原保守教正 小笠原保守教正 小笠原保守教正

筆毛

將軍家

長年

海

山

山

水

山

海

山

海

山

人

山

山

● 史云 河内 百有百司
士庶人に 皇と 南

朱雀の 大蛇 ありて

麻に 大蛇 ありて

を 能り 又 麻の 葉

わらう 手に くらげ

ア 刃に 及び 投て

傾き して 返つて 復て

一 袂 たり して

● 白布 一丈 一丈

● 袴 一丈 一丈

● 三布 一身 一丈

● 一丈 一丈

● 三元 正月 十日

● 七月 十日 十月 十日

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

● 右 左 右 左 右 左

夕

三節 八節 九節

右 左 右 左 右 左 右 左 右 左

被い 汁 祇 友 とい けい ひと とい けい 友 とい

わり 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

り 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

な あり 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

た 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

い 右 左 右 左 右 左 右 左 右 左

今 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

右 左 右 左 右 左 右 左 右 左

い 歌 を 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

右 左 右 左 右 左 右 左 右 左

思 母 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

難 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

の 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

の 一 事 根 え とい けい ひと とい けい 友 とい

仲元の式りぬりたる
名やうに地下なる
ことかやうすたる
形像ありてそは
いづれくもそは

云々根元白七月七
日入夜而有乞巧
奠於淨教庭没
机は御立灯飾
物お机は紙敷
香入水お盃移
大空に星引立
之系利御願々
糸供持奇跡

竹の山を先により四院
こく天子にもあ
かしを御まを
もそす

今この令おは勤直也五所きとる又武家方
の冠馬帽子の掛結は古くも多し家
は家業にしては先きより武家の福物にて授
かりしもの也又鞠の山守もは供持の教王
法心入直家のはたしり勅免の後水式のお儀
もと又心代この方おこきりもははたしり
なり法衣の中いひはたしり種族もははたしり
は信の信の中おはたしりおはたしり
おはたしりおはたしりおはたしり
おはたしりおはたしりおはたしり

いづく時辰式の時に実白を始りて地下月に
紙撥りなりおはたしりおはたしり
有て又奠曰乞巧奠可く乃と逢女汚欠
りむい東に入れて懸る庭に棚を新り
此糸を引海たり供今お糸乃糸の糸
をこりて星の和しく机の良おに糸を

新和撰集に
糸は上に懸るは御まを糸に新和撰の机の中を
こきとるは一日に機が新とる

此灯籠の周縁縁
傍縁あり

佛云或八代永明帝
三年丁巳始修五葉

盆今

曰丁巳代聖武帝

元年五癸酉年為

帝方與之某供為

永式

立細工手打屋一むろ乃供りあ合派を瑞

世にいはくあえとの也信涼舎の燈のよに葉へ

おられあ人との思つう入とおえを許はる

まう工七方の使あ元をさう三臺を返一

おはる各下北に任る仁丁のそはり臺にの也

供り也と乃折りおはるおはる供りおはる

おはる靈臺の那一深るくに女中方の勤

乃備く秋山一と内院よておは供の等

とては也八月の初母の返りて三布

乃一の那もい京実東在に別分は夜の度也

とく実東なるにの百姓は何もても物生のあ

悉くお盤敷方へさうてお盤を縛る度とく

しうと一おの布勺五一お母の布お母の

渭和活田の實相通つ例は極お實と極実

東大寺極實一実おる生一足お執遣い度

也極おいお使三葉の城也大寺お極實と

乃人例こ一とくお知度也む可おとに

全馬代活能久と極列九おお下にと

実東秘談云大寺

おは極お極三馬

一の山極お極お

中の日也更改九

おはる万おと極

おはる身お也又

おとく大おいお

おはるおとくお

實東の御身初

城之戸初主

おはる大おい

月おはる先

おはるおはる

折返し一紙封なりし由書きたる事
奏付状と云

三野大納言殿

尾吉

柳原大納言殿

自分への由書と云

三野大納言殿

尾吉

又由書との事には

三野大納言殿

柳原大納言殿

去左相模守
大久保如左守
小笠原信俊守
秋元但馬守
本多御番守
井上河内守

通書と又由書の中を分け申す格に
おのづかの由書に及ばざる由を
と別紙小札に兼書し奉り
此由書の事申す候に
御返の事申す候に

神社ノ神馬皆
月毛十んそ牧

流想申の通進好
旧例不くと

橋ノ折ノ果
子提子也

凡和物に百三
祇園今分 敢今分

以天今分

史云七十代清三系
奉終久三系八月

婚以仍敢今分
傳記曰八幡宮注

右脱後園書形
池邊五石塔在

欽明帝三系系

冥赤より其のつぎあのをききおにたれ

たつ借献より馬毛より穿毛銀毛河系

毛より中品よりわくよりつくとたれれ月

派の毛付いつとして月毛より以常多也

是つ子の能るより月毛よりついでに不と派

より一たも好より右のつ使より何と之益

預載より供を馬南殿のおより菊亭

及正教河より系友お人史取より奉人

馬寮の下に馬元右馬元也

中より方に三系おより中教河記系を以て意に

正教河より系友を馬の三系友より習をせり

八幡社馬を文取よりおそれより河馬社云

十ヶ年の内六ヶ年おより一ヶ年又馬のついで

亦より下を文とよりおより方又流を常元の人臣

馬好にくよりおよりおより進も也より

放生今分八幡祭勅使立大伴御云より人雄也

山よりおより也史一何より方より河より一河より

乃河祭邊也其立河系より一河よりおより奉

右馬元大御係系
右馬元大御立飛系

長有非勅の始る
延喜書に於ては
又曰桓武帝延禧
二年夏五月丙子
神勅曰朕是大自
在王孫也、是後
稱八幡大菩薩
清和之朝貞觀元年
卯大和太安寺僧行教
蒙神勅先勸請山
崎後又奉移不男山
が爲有神託朕是人
王十六代 聖旨曰八幡凡
云々

在有一一高掛位の武家が、毛羽の武司の
筆下し入る程の程也、政と今、大切の御事
を云ふと云ふ程、御事、武家く、是れ、
日、武家、是れ、書の中、御事、武家く、
一伴の武家、是れ、武家、
常し、武家、
武家、
是れ、
武家、
武家、

・聖旨曰老鷹神希、
・澤也大安寺、推古
・有下子身且聖徳太
・子御庭立し寺刹也
・於懸中括行舞八幡
・云宗教二所宗廟也
・八幡若廿二社、中身
・二社也、行教勸請
・也、目有子細交訪
・之筆、社交、口不喫
・五幸、象鳥肉味又
・及登山之時、不可涉私

八幡之覺

八幡宗放生會行

- 勅使
- 上卿
- 職事
- 奉行
- 系仁公卿

- 石井伊能云
- 池田大能云
- 若尾小次郎
- 清原寺年
- 藤原仲綱云
- 藤原井三任

石明寺、系仁公卿、十六、海濱、奉、以、上

语稿受一之稿

白虎通曰社者土也
人非土不生故封
土立地示有土云
毛詩注去社者五土之
神能生万物者故
古大坳者配之云

八月十三日

松平纪信寺致

湯邊寺致

八幡系放生會致

初度

上柳

柳原大納言
三卯大納言

石井仲細云

池田大納言

職事

新集寺并

奉行

信宗寺并

系仕云獅

婿小浜中納言

信井三郎

右の十位系向十右の海防也以示致

信宗寺并

八月十三日

松平纪信寺

三卯大納言致

柳原大納言致

太皇塔之壇寄
く名おろす好矣
如津山、大まろおれ
う、内、有、節、子、町
介、有、凡、有、子、町
是、亦、お、中、云、ろ、奈
邊、也
有、朝、祢、別、處、有
三、所
熊、野、別、處
獨、根、別、處
河、原、別、處

九、り、七、り、不、信、因、奏
蓋、い、今、り、即、中、也、右
海、原、も、氏、中、有、に
有、り、次、中、年、朝、の
指、之、を、改、業、を、り
と、一、式、り、を、り

所、食、食、之、朝、朝、
肥、科、
那、才、来、に、し、り、天
ほ、し、ろ、の、朝、の、い、ろ
何、し、ろ、の、朝、の、い、ろ
洞、を、し、ろ、也

北の産河津の神ありをさす也
又、山代系河陽津にさす夜也

卜、是、乃、社、年、信、帝、天、共、二、三、也、亦、勸、後、改、亦
而、祢、山、天、社、和、名、道、社、又、信、信、乃、加、美、又、道、亦
又、木、立、介、乃、加、美、一、説、道、向、之、亦、又、已、貴、号
之、子、也、又、西、思、白、明、神、同、仲、也、一、作、祈、海、陸
之、旅、行、神、也、唐、土、風、俗、通、云、共、工、氏、子、好、遠
遊、其、死、後、以、為、祖、也、道、祖、神、是、也、又、号
塞、神、言、司、保、塞、神、也、云、云

九月、朔、庚、辰、の、日、始、り、其、年、に、始、り
祢、山、坂、始、り、に、は、右、坂、後、也、り、其、れ、一、又、云、

配合、之、之、津、原、の、長、河、一、の、如、一、平、定、山、右
を、り、祢、山、の、を、り、河、原、一、の、如、一、不、告
是、也、一、形、を、去、山、右、方、に、内、原、さ、す、其、是、也
祢、山、坂、頂、載、せ、し、是、匠、也、一、作、河、原、信、中、の、
向、河、新、院、信、の、一、院、信、の、信、中、も、祢、山、の、
一、向、山、右、に、有、り、其、是、河、原、の、亦、是、山、に、信、也、
と、右、に、記、し、緒、紗、其、形、乃、履、を、り、信、中、に、記、す、
地、り、其、一、た、る、其、の、山、生、尊、の、也、其、也、
か、り、法、皇、に、お、り、一、向、祢、山、に、た、る、也

カウ中撰史
著り多し人 俗家理
にお性よくあらく
乃史をさう筆を
さうし之後に
その社人 信守
今いまたくたり

カウ中撰史
著り多し人 俗家理
にお性よくあらく
乃史をさう筆を
さうし之後に
その社人 信守
今いまたくたり

乃史にそふ流ハ早し 信守の考之の古ハ
も社也 亦也之 死産 信守 指の 信守
信守も亦速し 亦也 一之 別所 信守 亦也
教位之 教三位 教二位 考之 考之 一之 信
守 考之 信守 考之 人 一之 途 信守 一之 考之
人数 二位 考之 亦也 考之 考之 考之 考之
雜 考之 信守 考之 考之 考之 考之 考之 考之
亦也 考之 白川 考之 考之 考之 考之 考之 考之
の 考之 考之 考之 考之 考之 考之 考之 考之

カウ中撰史
著り多し人 俗家理
にお性よくあらく
乃史をさう筆を
さうし之後に
その社人 信守
今いまたくたり

乃史にそふ流ハ早し 信守の考之の古ハ
も社也 亦也之 死産 信守 指の 信守
信守も亦速し 亦也 一之 別所 信守 亦也
教位之 教三位 教二位 考之 考之 一之 信
守 考之 信守 考之 人 一之 途 信守 一之 考之
人数 二位 考之 亦也 考之 考之 考之 考之
雜 考之 信守 考之 考之 考之 考之 考之 考之
亦也 考之 白川 考之 考之 考之 考之 考之 考之
の 考之 考之 考之 考之 考之 考之 考之 考之

司馬溫公曰冬至野氣
起中孚至七月別後
之氣應矣云

又云四年庚辰聖
神聖二年始以初
身至也

又傳和帝自觀
辰因十月改小月為
大月延日而合加朔
且冬至是結也
社也

又云四年庚辰聖
神聖二年始以初
身至也

至病至報の形を存也い志を以て
也何れのおもひなり也い志の子なり又六月
命通の如く山所中の心なり人
有るに黒髪一糸つゞきなく
月山お洋の町も如くなり十一月
冬至今りにあむれ天子の大心
若しなり命今に遊行幻朔旦
陣の次なりと云武を命今に
又月明り初十一月に冬至
を身初りに擬一命今に遊
但何れも應也わつて命今に
かむれ果なりと云天子
てせしみのかえり社わつて
にあつたりと云一いつて朔
めなり月と云なり命今に
新嘗命今に始り命今に
なり命今に始り命今に
教を次なりと云命今に

又云四年庚辰聖
神聖二年始以初
身至也

春日社神鏡系
年中辰河内牧
初傳の南朝

春昌社
天照太神
瓊々杵尊
児屋根命
天太玉命

仁明帝嘉祥二年
院在大正冬嗣云節

諸古山城大原野文
書元未年始行大
原野祭若姓と
任后妃之位有

諸大史帝尊有
大原野祭二月上節

南都春の祭清和
帝貞觀之帝年十
一月九日始行

新りの中ありに極りてくまの立長なり

豊成明の帝命のこころ新嘗年分り

米の山城備後新南の品川に色あふ

に和泉川を龍の京の大御とは下下肥

をちかほりてくまのこころ地まきと

是をこころみぬむ水と田のあり

順い味して極りてくまの立長なり

大原野の石橋下に注宮年回りに

顕れをり大嘗年分り時、後長席に

風より中川右山古池を盡し

いそいで又大嘗年分り中川古池園に

角を定りてくまの立長なり

使ふ向ふは仁とくまの御職変地

人の地代にとも者なりをるは

ゆへに若氏大徳をねの極なり

注神を豊年中臨目を以て臨目

友を深き新友れ文のりり

同ころのりりり右位昇進の友也

所書代或家の方及位
格格等從同

有由志 有及事
又見分也

尾筋紀前從左大臣云

水戸 仲細公從左

か費 從三位宰相

藤廣 白河下仲初

陸奥 白河下仲初

細方知後 伊東少將

伊三郎賢而二曾三

鬼七 伊東侍從

細川 昌田 儀禮

福乃海方 目勝

四五郎 町内 宗

少将 宗

毛利 以政 云依

三馬 依行 杉次

久松 棟宗 宗

中室 為内井 在乃

可後 立公 舟羽

六曲 藤田 宗

中右 上秋 織田

松尾 相山 宗

白河 山石 宗

長府 系枝 宗

心之方 宗

心之方 宗

源平の縁由を制し 五位を中 法也又依

藤原の天子重に 惟任七王 公卿の考

に 心を中 一方に 依る 終る 孝而 格に

昇進 中 故 祿也 依 也 惟 奏 慶 一 一

清 賀 中 依 依 依 依 依 依 依 依 依 依

奏 慶 勤 功 次 官 宰 相 仲 細 公 大 納 言 左 右

大 納 言 大 納 言 大 納 言 大 納 言 大 納 言 大 納 言

復 辟 大 太 政 大 臣 也 又 七 年 當 代 推 有 中

花 人 に 補 せ 中 時 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

源 平 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿 公 卿

西之平一山... 大坂
 山城... 河内... 丹波...
 右者... 佐佐木...
 佐佐木... 河内...
 西之平... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...

佐佐木... 河内...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...

山... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...

一... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...

佐佐木... 河内...
 丹波... 佐佐木...
 河内... 佐佐木...
 丹波... 佐佐木...

十二月

井... 河内...
 佐佐木...
 丹波...

大... 佐佐木...
 丹波...

法苑珠林卷之四十四
道中記

久地自是而喜也

其地有大坂在東山曰

長谷山阿字坊

山亦乃山阿字坊

德平山經記

得法所

山亦位之在極西也

亦分大方乃如也

藥師寺

修障

法苑珠林卷之四十四

道中記

三寺記

彼處在任也

公祖同撰

和采紀行

其山在野之山語本二年一月又色也法
之山在野之山語本二年一月又色也法

是之覺

酒井正三郎事法位下法史記

行所住位記

淨土法以創

見以記

十二月

和采紀行

三秋入向云致

物系外天何云致

其地之山相入山法下下之山相入也法
其地之山相入山法下下之山相入也法

玉取又少遠して也竹外の物取及河津の屋上

同物取の物取玉取河津の物取及河津又物取の少

物取の物取又少遠して也玉取の物取同物取

いふと又各河津の物取の物取

事柄 甲府領地を
今も三系か矣 中地云 三系中
大地云

度物取の物取 若くは
物取の物取

物取の物取 若くは
物取の物取

或は物取 二
物取の物取

物取の物取 二
物取の物取

乃高物取 若くは
物取の物取

位階の物取 若くは
物取の物取

之相物取 若くは
物取の物取

之物取 若くは
物取の物取

之物取 若くは
物取の物取

又京町 若くは
物取の物取

之物取 若くは
物取の物取

位也 若くは
物取の物取

位也 若くは
物取の物取

Handwritten notes in the top margin of the right page, including the characters '4', '5', and '6'.

Handwritten characters in the top margin of the left page, including the characters '5', '6', and '7'.

七法之注

一編改訂進以今般心系初河漢

中根系編訂首故作射正其書

林書畫清初方并古法方其書

明書之以宜之也法之方

清後事惟其法也

甲午年方書

八月五日

和年紀傳奇書

世報例一通也法司より其仍奏とて死

當例一通一伴冥東より其心書に心書

心書抄書の心書入る也書入る也其仍奏

死例事方九事書抄入る心書

一和心書心書通例也故に之書

了勤心書心書心書心書心書

事に及く大切なる
事なりとて
清浄なる心
を以てして

るは其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は

生能政知人の今教中根を

其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は
其の心は

系也... 同... 刻... 云

月日 松平... 信...

... 敬

... 云

... 云

... 云

... 云

... 云

... 云

早達致法任運系 内記及山
其命亦たなるるは法中は極成向
と後進方不達 言聽水之味云

月。
河老中の人
進心

和果紀行の友

右の通り位通相のるお餅と系 内記及

右に書紀すあく 櫻井様う北の法通とを撰
竹素丸とより入抄見及公又たのこをす
くと修る竹素丸に内記のらう可并合
少うとすのの法司のの因人う竹素丸
の雅彦筆とこも書にめ初に家身す。
くこも也 教日あとせし 不也又山物の
取あひあるといふは元作の格式らう又
古度又心と文に友後法名時と一應(実系)

極月抄

神田舎長

志大田飯

河竹素

ありけりいふ

大晦の夜

新布刈り

節打り

春高田抄極月抄
りくさる也

神楽の歌を述べて
今雅の風をもち
催馬楽のふりも也

和歌の南抄方
まろくろ、あつり
く三つり人松
家松南へあつり
流分す也尋常
北河原の楽寺を
た方とまはる南
子抄りたる又
右の楽寺をた方
こころをまら方

相切ひの信りしをこい通例つてはこりる

心もあはれの花よりあはれな心もあはれ

至りの注進の難しき又歌又町定に

歌傳又と六の軍定下并法友信并り進

りあつり下は信下法又と実楽の信

并り進つるをて海鳥定下こり也寺と松林

進次方のあつり巻にあつり也又書月と

のあつりあつりいひはあつりあつりあつり

多分お湯たり^{セテ}今抄は式にお全し

列りりあつりく公卿あつりあつりあつり

庭より^{カサキ}載た系列し^{カサキ}舞示れあつりあつり

の堂とれあつりして^{カサキ}示士とあつりあつりあつり

四辺^{カサキ}あつりあつりあつりあつりあつり

なつりあつりあつりあつりあつりあつり

こころあつりあつりあつりあつりあつり

十歌^{カサキ}あつりあつりあつりあつりあつり

七歌^{カサキ}あつりあつりあつりあつりあつり

通の得美家北控にたしそ部におき
合すの脂紀といゆ——人さすの
つ——あ也

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

